

平戸南風力発電事業 環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、グリーンパワー株式会社が、長崎県平戸市津吉町、田代町、前津吉町、船木町、大川原町、敷佐町及び上中津良町において、新たに最大総出力34,000kW（単機出力2,000kW級風力発電設備を最大17基）の風力発電所を設置するものである。

本事業の対象事業実施区域においては、ミサゴやハヤブサ等の希少な猛禽類の生息やハチクマやアカハラダカ、ナベヅル等の大規模な渡りが確認されているほか、ノヒメユリやカゲロウラン等の希少な植物の生育が確認されている。また、対象事業実施区域には、人と自然との触れ合いの活動の場である九州自然歩道が存在するほか、対象事業実施区域の周辺地域は西海国立公園に指定されており、対象事業実施区域は西海国立公園各所からの眺望景観の構成要素となっている。このため、事業実施に当たっては、自然環境や景観の保全と再生可能エネルギーの利活用を調和させ、地域資源を損なうことなく、地域の活性化に寄与するものにすべきであるが、本準備書では、風車の影による近隣住居の生活環境や動植物への影響、主要な眺望点からの景観に対する影響等への配慮について不十分な点が多く見られる。

このため、次の措置を講ずるとともに、それらの検討経緯及び内容については、評価書に記載すること。

1. 総論

近隣住民の生活環境、希少な動植物の生息・生育環境、西海国立公園等の主要な眺望点からの景観に対する影響等が強く懸念されることから、下記の風力発電設備及び取付道路について、配置の変更又は設置の取りやめにより影響を回避又は極力低減すること。ただし、③については影響を回避すること。

① 風車の影

風車の影による近隣住居への影響が懸念される、9'、10号機

② 動物

ハチクマの渡りのルートとして重要な地域に存在し、風車の供用によりバードストライクや移動障害への影響が懸念される、13～19'号機

③ 植物

重要な種であるノヒメユリについて、これらの株を改変により直接消失させると予測されている風力発電設備（9'号機）及び取付道路等

2. 各論

「1. 総論」に記載の措置を講じた上で、以下の措置を講ずること。

(1) 騒音について

本事業実施区域及びその周辺は静穏な環境を有しており、施設の稼働に伴う近隣住居及び小中学校等への影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、静穏な環境を要する夜間において近隣住居への影響が懸念される風力発電設備については、配置の変更等により影響を回避又は低減すること。

この他の風力発電設備については、環境影響を低減するよう、低騒音型の風力発電設備の採用等の環境保全措置を講ずること。

また、事後調査を実施し、その結果に応じて、稼働時間の調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 風車の影について

風車の影による近隣住居への影響が懸念されることから、風車の影による影響について、事後調査を実施し、その結果に応じて、稼働時間の調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 動物への影響について

本事業の方法書においては、重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものは除く。）について調査、予測及び評価を行うこととしているにも関わらず、本準備書において注目すべき生息地に関する調査、予測及び評価が行われていないことから、注目すべき生息地に関する調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて配置の検討等の環境保全措置を講ずること。また、その内容を評価書に記載すること。

対象事業実施区域では、ミサゴやハヤブサ等の希少な猛禽類の生息やハチクマ、アカハラダカ、サシバ、ナベヅル等の渡り鳥の飛翔が確認されている。したがって、これら希少な猛禽類や渡り鳥への環境影響を可能な限り回避又は低減する観点から、これまでに実施した調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、工事期間中の環境モニタリング及び供用後の事後調査を実施すること。

また、これらに係る事後調査及び他の重要な種も対象とした供用後の環境モニタリング（バードストライク調査）において、重大な影響が認められた場合には、専門家等の助言を聴取し、当該助言を踏まえて、風力発電設備の稼働制限、停止等も含めた追加的な環境保全措置を講ずるとともに、その結果及び環境保全措置の内容等を公表すること。

なお、事後調査により鳥類の誘引等が判明した場合には、その内容に応じ、専門家等の助言を踏まえて、追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及

び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(4) 植物への影響について

改変区域内で確認されているウンゼンカンアオイ、ウンゼンマンネングサ、カゲロウラン、スズサイコ、イガホオズキ、ノヒメユリ、キエビネ等の重要な種について、工事着手前に生息状況を再確認し、可能な限り影響を回避すること。

また、やむを得ず代償措置として、これらの種の移植を実施する際には、移植方法及び移植先の選定が移植の正否を決める重要な要素となるため、専門家等の助言を聴取し、当該助言を踏まえて、慎重に実施するとともに、その結果及び経過等を公表すること。

(5) 生態系への影響について

対象事業実施区域は平戸島東岸の南北約5kmに及ぶ稜線上に位置し、本事業の実施に伴い、尾根筋の森林の伐採、地形の改変等が予定されている。伐採、改変の対象となる森林の多くは人工林であるが、一部には、照葉樹二次林等も含まれている。これら照葉樹二次林は、人工林率が高い対象事業実施区域において、比較的自然度が高く、希少な動植物の生息・生育地ともなっていることから、事業の実施に際しては、既存の道路や作業ヤード等を活用し、生物多様性の保全上重要な尾根筋、沢筋の森林の伐採、地形の改変等を最小限に抑えるとともに、新たな道路の設置が必要な場合には、森林管理者と調整し森林施業に供する林道との共用化を図り重複的な改変を回避すること。

(6) 景観への影響について

対象事業実施区域は平戸島東岸のスカイラインの一部を形成する稜線上に計画されているため、周辺に存在する西海国立公園の佐志岳や九十九島の園地等からの眺望に介在し、優れた風景地の景観を損なうおそれがある。

特に、対象事業実施区域でも、特に標高が高く、西海国立公園の園地等、島内の集落、洋上等からのランドマークとなっている白岩岳の周囲に計画されている4～9号機については、景観への影響を回避又は極力低減するため、配置の変更又は風力発電設備の基数削減を行うこと。

また、対象事業実施区域内に存在する九州自然歩道の展望所からの眺望に介在し、垂直見込角が1～5度となる風力発電設備(10号機、11号機)についても、配置の変更又は風力発電設備の基数削減を行うこと。

景観上の環境保全措置として、できる限り垂直見込角を小さくすることができ機種を選定し、シルエット比を小さくする措置を講ずるとともに、灰白色にすることとしている風力発電設備の色彩の選定に際しては、関係地方公共団体の意見も聴取した上で各風力発電設備近傍の自然景観等を勘案して、

個別に検討し、景観への影響を極力低減すること。

(7) 事後調査

事後調査を適切に実施すること。その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

なお、事後調査結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(8) その他

・世界遺産暫定リストからの景観について

佐世保市黒島にある黒島天主堂及び平戸市にある平戸島の聖地と集落（本事業実施区域に存在する安満岳を含む。）及び田平天主堂が、世界遺産暫定リストの「長崎の教会群とキリスト教関連資産」の構成資産であることを踏まえ、黒島天主堂、安満岳及び田平天主堂を景観に係る調査地点として選定の上、これらの地点からの景観について調査、予測及び評価を行い、評価結果について評価書に記載するとともに、結果に応じて適切な環境保全措置を講ずること。また、これらの検討に当たっては、地元自治体と十分調整を行うこと。